

涌谷町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱

令和8年4月24日

告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、涌谷町防災行政無線戸別受信機（以下「受信機」という。）の無償貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象及び数量)

第2条 受信機の無償貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 涌谷町内に住所を有し、現に居住している75歳以上のみで構成される世帯の世帯主（社会福祉施設等に入所している者又はこれらに類するものに入居している者は除く）

(2) 国、宮城県、公共団体が設置する施設の代表者のうち、町長が必要と認める者

(3) 災害対策基本法第49条の10に定める避難行動要支援者名簿に掲載されている者

(4) その他町長が必要と認める者

2 受信機の貸与台数は、1世帯又は1施設につき1台とし、町が保有する台数の中から貸与する。ただし、町長が特に必要と認めたときは、その台数を増やすことができる。

(申請)

第3条 受信機の無償貸与を受けようとする者又は委任を受けた者は、涌谷町防災行政無線戸別受信機貸与申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(貸与)

第4条 町長は、提出された申請書について必要な審査を行わなければならない。

2 前項の審査により、適当と認めたときは、町長は申請者に受信機を無償で貸与するものとする。

(貸与期間)

第5条 受信機の貸与期間は、貸与日から5年以内とする。

(貸与期間の更新)

第6条 町、受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）双方が期間満了前までに異議がない場合は、貸与期間は一年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

(返還)

第7条 使用者は、町外へ転出その他理由により受信機を必要としなくなったときは、速やかに涌谷町防災行政無線戸別受信機返還届（様式第2号）を町長に提出し、受信機を町長に返還しなければならない。

(使用場所等の変更)

第8条 使用者は、町内における転居、事業所の移転等による設置場所の変更、使用者の変更、その他第3条の申請内容に変更が生じた場合は、涌谷町防災行政無線戸別受信機申請事項変更届（様式第3号）に

より町長に届け出なければならない。

(受信機の管理等)

第9条 使用者は、受信機を善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、異常を発見したときは、速やかにその状況を町長に届け出なければならない。

2 使用者は、受信機の全部又はその一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(維持管理の費用)

第10条 受信機の維持管理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 受信機の使用に係る電気料金及び電池の交換費用

(2) 使用者の過失により、受信機を毀損し、又は故障したときの修理費用

(貸与に関する記録)

第11条 町長は、受信機を貸与したときは、当該者の氏名、住所及びその他必要な事項を記録した台帳を備え付け、これを適正に管理しなければならない。受信機の返還、設置場所等の変更が生じたときも同様とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、受信機の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。